

大阪市規則第125号

大阪市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市印鑑条例施行規則（昭和49年大阪市規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録申請の確認） 第4条　〔略〕 2　前項に規定する確認は、第2号様式又は第2号様式の2による照会書を申請者に送付し、これらの様式による回答書・受領書（以下「回答書・受領書」という。）を持参させるとともに、申請者に係る本人確認書類（<u>個人番号カード（条例第6条第1項第2号に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）</u>、<u>運転免許証</u>その他の本人であることが確認できる書類をいう。以下同じ。）を提示させることによつて行う。 〔3～5　略〕 （印鑑登録原票の改製） 第5条の3　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑登録を受けている者に対しその旨を通知し、登録印鑑及び印鑑登録証等（条例第7条に規定する印鑑登録証等をいう。以下同じ。）又は<u>個人番号カード</u>の提示を求め、印鑑登録原票の改製を行うことができる。	（登録申請の確認） 第4条　〔同左〕 2　前項に規定する確認は、第2号様式又は第2号様式の2による照会書を申請者に送付し、これらの様式による回答書・受領書（以下「回答書・受領書」という。）を持参させるとともに、申請者に係る本人確認書類（<u>健康保険の被保険者証、国民年金手帳</u>その他の本人であることが確認できる書類をいう。以下同じ。）を提示させることによつて行う。 〔3～5　同左〕 （印鑑登録原票の改製） 第5条の3　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑登録を受けている者に対しその旨を通知し、登録印鑑及び印鑑登録証等（条例第7条に規定する印鑑登録証等をいう。以下同じ。）又は<u>個人番号カード（条例第6条第1項第2号に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）</u>の提示を求め、印鑑登録原票の改製を行うことができる。

(1) 印鑑登録原票が汚損し、又は <u>毀損した</u> とき [(2)・(3) 略] 第2号様式（第4条関係） [様式 別紙2 挿入]	(1) 印鑑登録原票が汚損し、又は <u>き損した</u> とき [(2)・(3) 同左] 第2号様式（第4条関係） [様式 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市印鑑条例施行規則第2号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市印鑑条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

照会書・回答書・受領書（A4）

照 会 書													
	年 月 日												
大阪市 区 様	大阪市 区長												
あなたの印鑑登録申請を受け付けました。 あなたの申請に相違なければ、 年 月 日までに次の回答書・受領書を登録の申請を行った区役所又は区役所出張所に持参するとともに、あなたの「本人であることが確認できる書類」（<u>健康保険の被保険者証</u>、<u>国民年金手帳</u>等）を提示してください。 回答書・受領書と引き換えに「印鑑登録証」をお渡しします。なお、郵便等により送付された回答書・受領書は受け付けません。また、代理人により回答されるときは、あなたの登録申請印を押印した「委任の旨を証する書面」を提出するとともに、あなたと代理人の「本人であることが確認できる書類」を提示してください。 上記期日までに回答書・受領書の提出がないときは、印鑑登録申請がなかったものとして処理しますのでご注意ください。													
回答書・受領書													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 60%;"></td><td style="text-align: right; padding: 10px;">年 月 日</td></tr><tr><td style="padding: 10px;">大阪市 区長 様</td><td></td></tr><tr><td colspan="2" style="padding: 10px;">照会のあった印鑑登録申請については、私の行為に相違ありません。</td></tr><tr><td style="padding: 10px;">申請者 住 所 大阪市 区 氏 名 印鑑登録証（No. ）を受領しました。</td><td style="text-align: center; padding: 10px;"><table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 5px;">登録申請印</td></tr><tr><td style="height: 80px;"></td></tr></table></td></tr><tr><td colspan="2" style="padding: 10px;">受領者 ☐ 申請者 住 所 ☐ 代理人 氏 名</td></tr></table>			年 月 日	大阪市 区長 様		照会のあった印鑑登録申請については、私の行為に相違ありません。		申請者 住 所 大阪市 区 氏 名 印鑑登録証（No. ）を受領しました。	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 5px;">登録申請印</td></tr><tr><td style="height: 80px;"></td></tr></table>	登録申請印		受領者 ☐ 申請者 住 所 ☐ 代理人 氏 名	
	年 月 日												
大阪市 区長 様													
照会のあった印鑑登録申請については、私の行為に相違ありません。													
申請者 住 所 大阪市 区 氏 名 印鑑登録証（No. ）を受領しました。	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 5px;">登録申請印</td></tr><tr><td style="height: 80px;"></td></tr></table>	登録申請印											
登録申請印													
受領者 ☐ 申請者 住 所 ☐ 代理人 氏 名													
注 代理人が提出されるときは、「委任の旨を証する書面」を添付するとともに、申請者と代理人の「本人であることが確認できる書類」を提示してください。 回答期限 年 月 日 整理番号													

照会書・回答書・受領書 (A 4)

照 會 書

年 月 日

大阪市 区

様

大阪市 区長

あなたの印鑑登録申請を受け付けました。

あなたの申請に相違なければ、 年 月 日までに次の回答書・受領書を登録の申請を行った区役所又は区役所出張所に持参するとともに、あなたの「本人であることが確認できる書類」（個人番号カード、運転免許証等）を提示してください。

回答書・受領書と引き換えに「印鑑登録証」をお渡しします。なお、郵便等により送付された回答書・受領書は受け付けません。また、代理人により回答されるときは、あなたの登録申請印を押印した「委任の旨を証する書面」を提出するとともに、あなたと代理人の「本人であることが確認できる書類」を提示してください。

上記期日までに回答書・受領書の提出がないときは、印鑑登録申請がなかったものとして処理しますのでご注意ください。

回答書・受領書

年 月 日

大阪市 区長 様

照会のあった印鑑登録申請については、私の行為に相違ありません。

申請者

住所 大阪市 区

氏 名

印鑑登録証 (No.) を受領しました。

受領者

☐ 申請者 住 所☐ 代理人

氏 名

登録申請印

注 代理人が提出されるときは、「委任の旨を証する書面」を添付するとともに、申請者と代理人の「本人であることが確認できる書類」を提示してください。

回答期限 年 月 日 整理番号